

定 款

一般社団法人まちづくり博多

2026年6月26日 作成

一般社団法人まちづくり博多 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人まちづくり博多と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、任意団体博多まちづくり推進協議会（以下「博多まちづくり推進協議会」という。）が作成した「博多まちづくりガイドライン」の目標実現に向け、まちづくり活動の推進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 博多駅周辺エリアのまちづくりに関する企画・調整
- (2) 博多駅周辺エリアの文化振興及びにぎわいの創出
- (3) 博多駅周辺エリアに関する情報収集及び広報活動
- (4) 博多駅周辺エリアに関する調査・研究
- (5) 博多駅周辺エリアの防災及び防犯活動
- (6) 博多駅周辺エリアの公共施設及び公共空間の活用
- (7) 博多駅周辺エリアの環境対策
- (8) 博多駅周辺エリアの交通対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業
- (10) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(機関)

第4条 当法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置く。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(社員の資格)

第6条 当法人の社員は、博多まちづくり推進協議会に会員として属する者に限るものとする。

(入社)

第7条 当法人の目的に賛同し、第6条の資格を有する者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1箇月以上前に当法人に対して予告をするものとする。また、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後4箇月以内で開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事がこれを招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、社員総会の日の2週間前までに通知するものとする。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事にやむを得ない事情等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から、その社員の互選により議長を選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数)

第16条 社員総会は、総社員の過半数の出席をもって成立する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (4) 社員の資格の変更
- (5) 社員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 事業の全部又は事業の重要な一部の変更
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及び定款に定める事項

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決すところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、代理人への委任によって議決権を行使することができる。この場合においては、社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任は妨げられない。

2 一般法人法で定められた役員員数(理事3名、監事1名)が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された者が就任するまでなお役員としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事(業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限り)又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 当法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事の選定及び解職
- (5) 事務局長の任免及び解任
- (6) 入社申込者の入社可否の決定
- (7) 退社申込者の退社可否の決定

(種類)

第30条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上招集する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に招集する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、理事会の日の2週間前までに通知するものとする。

3 前条第3項の2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、代表理事は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議決権)

第32条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事にやむを得ない事情等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から、その理事の互選により議長を選出する。

(定足数)

第34条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 監事は、定時総会において、監査報告をしなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会の承認を受けなければならない。

(事業資金)

第40条 当法人の事業に関する資金については、事業の都度、企画書をもって博多まちづくり推進協議会の理事会に申請し、承認を得てその交付を受けるものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

(4) これらの附属明細書

2 社員総会終了後、速やかに博多まちづくり推進協議会の事務局に対し、前項の第1号から第4号までの書類を提出の上、報告するものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 事務局

(事務局職務と人事)

第43条 当法人は、事務局を設置し、これによって事務全般を処理する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の任免等は、理事会の承認を得て代表理事が行う。

第8章 解散及び清算

(解散)

第44条 当法人は、一般法人法第148条第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって解散することができる。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が解散した場合は、代表理事が代表清算人、理事が清算人となって、現務の終了、債権の取立て及び債務の弁済並びに残余財産の引渡し等清算事務を行う。

- 2 清算人は、解散決議後、遅滞なく当法人の資産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、これを社員総会に提出して承認を求める。
- 3 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第47条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2027年3月31日までとする。

(設立時の主たる事務所)

第49条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

主たる事務所 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

(設立時役員)

第50条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 澤亀愼司、泉原博行、木村剛士

設立時代表理事 澤亀愼司

設立時監事 松本恭子

(設立時社員)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

設立時社員 九州旅客鉄道株式会社

住 所 福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号

設立時社員 株式会社西日本シティ銀行

住 所 福岡市博多区住吉一丁目2番25号

設立時社員 福岡地所株式会社

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。